最終更新日：2015年12月21日

南海辰村建設株式会社
取締役社長　猪崎 光一
問合せ先：経営支援本部　総務部　総務課　06-6644-7802
証券コード：1850
http://www.nantatsu.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、地域に密着する企業として、株主、従業員、取引先、顧客、地域社会といったステークホルダーの利益を円滑に調整し、「効率的で透明性の高い企業経営を構築すること」を基本的な考え方としております。また、事業活動を行うにあたっては、当社が制定した「企業倫理規範」を全役職員に周知徹底させ、コンプライアンス重視の経営に努めるとともに、積極的なIR活動により適時、適切な経営情報の開示を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社は、現在、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の当社株主における機関投資家や海外投資家の持株比率を勘案しながら、必要に応じて、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳を検討してまいります。

【原則1－4】
現在当社では、主要な政策保有株式の保有の必要性について、取締役会での検証は行っておりませんが、今後は、毎年、取締役会において中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有の必要性について確認することといたします。

【補充原則3－1－2】
当社の株主構成における海外投資家の比率は、株主数比率、株式数比率ともに1％未満であるため、英語での情報の開示・提供は行っておりませんが、今後の海外投資家の持株比率を勘案しながら、必要に応じて、英語での情報開示を検討してまいります。

【補充原則4－2－1】
当社では、業務執行取締役の報酬については、企業価値や株価を意識した経営の浸透を図り、業績向上へのインセンティブを高めるため、業績連動型の報酬体系を導入しております。現時点では、金銭による報酬のみであり、不確定報酬や非金銭報酬はありませんが、業務執行取締役の報酬が、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するように、今後、報酬のあり方について検討してまいります。

【原則4－8】
当社は、社外取締役として、当社の企業価値向上に寄与することができ、専門的見地からの助言等が期待できる人材の選任を考えております。現在、社外取締役2名のうち独立社外取締役は1名でありますが、独立社外監査役1名を含めて、独立役員は2名であり、また、監査役5名のうち4名が社外監査役として経営監督機能を果たしているため、現状においても有効なガバナンス体制を構築できていると判断しており、当面はこの体制を継続していく考えです。

【原則4－10】
当社は、監査役会設置会社でありますが、現在、任意の仕組みの活用は行っておりません。今後は、統治機構の更なる充実を図るべく、必要に応じて、社外取締役等を構成員とする任意の委員会等の設置を検討してまいります。

【補充原則4－10－1】
当社は、監査役会設置会社であり、独立社外取締役の選任は1名のみで取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役は、自らが有する専門的知識や豊富な経験に基づき意見を述べるとともに、改善提案等の助言を積極的に行うことにより、取締役会の機能の独立性・客観性の向上に寄与しております。平成27年6月に独立社外取締役を選任したことにより、今後は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などについて、必要に応じて適切な関与・助言を得ることを検討してまいります。

【補充原則4－11－3】
現在、取締役会は取締役会全体の実効性について分析・評価を行っていないため、今後、分析・評価の方法および開示の内容について検討してまいります。

【補充原則5－1－2】
当社では、現在、個別面談以外の投資家説明会等は実施しておりません。今後は、投資家説明会等に対する株主のニーズ、実施の効果等を勘案し、その必要性を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
(1)政策保有の方針
中長期的な視点に立ち、当社の企業価値向上を図るべく、取引先との関係強化を目的に、政策保有株式を保有することとしております。株式の取得、買い増し、処分については、担当部門で適宜検証を行い、取締役会等で決定することとしております。なお、取締役会における主要な政策保有株式の保有必要性の検証については、上記「【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」に記載のとおりです。
(2)議決権の行使
政策保有株式の議決権行使については、株式保有の趣旨に鑑みて、当該会社の経営状況および当社の事業運営に対する影響等を個別に精査した上で、議案の賛否を判断することとしております。

【原則1－7】

当社が取締役との間で取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないように、法令および取締役会規則に基づき、あらかじめ取締役会による承認を得ることとしており、その取引を行った取締役は、定期的にその内容を取締役会に報告することとしております。
また、南海電気鉄道株式会社は、間接保有を含み当社の株式を182,191千株(議決権比率63.22%)保有する親会社ですが、同社との取引条件については、その他の一般企業と同様に公正かつ適正な条件および手続きにて行っております。
なお、取引条件および取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

【原則3－1】
(1)経営理念
当社は、建設事業を通じて、自然環境と調和した豊かな社会づくりに貢献するとともに、つねに創造と技術の向上に努め、時代の変化に即応して柔軟な発想と進取の行動で新たな事業に挑戦することにより、社業の躍進を図ってまいります。
経営戦略、経営計画
当社は、中期の経営戦略、経営計画として、「3カ年経営計画(平成27年度～平成29年度)」を定めており、以下の当社ホームページにて開示しております。
http://www.nantatsu.co.jp/ir/news20150327.pdf

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. .基本的な考え方」に記載しております。

(3)当社の取締役の報酬は、金銭による報酬のみであり、不確定報酬や非金銭報酬はありません。報酬体系につきましては、年功的色彩の強かった役員退職慰労金制度を平成16年3月31日をもって廃止し、企業価値や株価を意識した経営の浸透を図るとともに、業績向上へのインセンティブを高めるため、業績連動型の役員報酬体系を導入しております。取締役会は、報酬の決定にあたって、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で代表取締役に委任し、代表取締役は、取締役の地位、担当部門の業績等を総合的に勘案して報酬を決定しております。

(4)当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うにあたっては、常勤の取締役については、当社の事業内容に精通して的確かつ迅速な意思決定を行うことができ、社外取締役については、専門的見地からの助言と監督が期待でき、ともに企業価値向上に寄与することができる人材を選定のうえ、取締役会で決定しております。また、監査役候補の指名を行うにあたっては、専門的見地からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を担える人材を選定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定しております。

(5)当社は、代表取締役の異動にあたっては、その内定時の適時開示資料において、新任代表取締役の指名について説明を行っております。また、取締役候補者および監査役候補者の指名を行う際の、個々の指名についての説明は、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、取締役会の監督機能の強化および迅速な業務執行の確保と事業責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入しております。取締役会は、「取締役会規則」に基づき、法令または定款に定める事項のほか、経営に関する重要な事項について意思決定を行うこととし、「職制規程」および「職務権限規程」により、責任、権限、義務等を明確に定め、担当業務について執行役員に権限を委任しております。

【原則4－9】
当社は、独自の社外取締役の独立性判断基準を策定しておらず、東京証券取引所が定める独立性基準を参考にしております。また、その選定にあたっては、業務執行を行う取締役に対して、率直で活発な意見の具申が期待できる人物を候補者としております。

【補充原則4－11－1】
当社は、取締役会には、当社の経営理念を具現化すべく、当社の事業内容に精通して的確かつ迅速な意思決定を行うことができ、企業価値向上に寄与することができる人材を適正な規模でバランス良く選定する必要があると考えており、その選定にあたっては取締役会で決定しております。
また、社外取締役の選任に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、業務執行を行う取締役に対して、率直で活発な意見の具申が期待できる人物を候補者として選定し、取締役会で決定しております。

【補充原則4－11－2】
社外取締役および社外監査役の候補者選定にあたっては、その兼職状況を考慮しています。
なお、取締役および監査役の兼任状況については、定時株主総会招集通知等により毎年開示しております。

【補充原則4－11－3】
上記「【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」に記載のとおりです。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役および監査役がその役割・責務を全うするために必要な情報を適宜提供することとしております。また、専門的知識(法律、財務等)の習得を目的として、外部専門家による研修を実施することとしております。

【原則5－1】
当社は、株主との建設的な対話を重視し、様々な機会を通じて対話を持つように努めております。なお、取締役(社外取締役を含む)への対話の申込みに対しては、面談の目的および内容の重要性、株主の持株数等を考慮のうえ対応を検討することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
南海電気鉄道株式会社	166,351,500	57.69
住之江興業株式会社	11,710,000	4.06
株式会社大林組	11,040,000	3.83
株式会社奥村組	8,000,000	2.77

前田建設工業株式会社	8,000,000	2.77
南海ビルサービス株式会社	4,080,000	1.41
堀江和彦	3,935,000	1.36
南海辰村建設大阪取引先持株会	3,388,000	1.17
株式会社三井住友銀行	2,725,000	0.95
三井住友信託銀行株式会社	2,700,000	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	南海電気鉄道株式会社 （上場:東京）（コード） 9044

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引条件については、他の取引先と同様に、市場価格と当社の採算を勘案した見積価格を提示して決定しており、当社ひいては少数株主を害する取引を防止しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は、南海電気鉄道株式会社であります。
当社は、親会社のグループ会社における唯一の上場会社であり、主に建設事業を営む企業として、南海電鉄グループにおいて重要な役割を担っております。親会社およびグループ会社との取引関係につきましては、当社は鉄道関連施設、商業施設等の建設工事を請負っているほか、当社の資金借入等に対して親会社より保証を受けております。また、当社は親会社から本社事務所ビル等を賃借しております。
当社は、事業活動を遂行するにあたり、親会社から支援を受けておりますが、当社の具体的な事業活動や経営判断につきましては、当社独自の判断に基づき遂行されているため、親会社からの一定の独立性は確保されております。
人事面では、当社役員14名のうち2名（監査役2名）は同社取締役1名および監査役1名が兼務し、同社の従業員16名の出向を受け入れております。これら出向者は、鉄道工事の技術者が多くを占めており、鉄道関係工事の円滑な施工に寄与し、当社社員としての責任と自覚をもって業務を行なっております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀家正則	学者											
堀川博史	他の会社の出身者		△	△								

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀家正則	○	――	当社の企業価値向上の観点から、建築分野の研究者として培った経験と見識にもとづく助言をいただくため、社外取締役として選任しております。
堀川博史		堀川博史氏は、過去において親会社である南海電気鉄道株式会社の業務執行者でありましたが、現在は、業務執行者ではありません。また、同社の子会社である南海印刷株式会社の取締役社長として業務執行を行っておりましたが、現在は退任し、業務執行者ではありません。	親会社である南海電気鉄道株式会社の子会社において経営者として業務執行をされた経験があり、当社の企業価値向上の観点から、その知識・経験等にもとづく助言をいただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役は、会計監査人から、監査計画の説明会、会計監査人監査時の立会い、四半期毎の報告会等において、法改正を含めた社会的な動向や、監査業務に関する情報などを受けるとともに、互いに意見を交換し、コミュニケーションを図っております。また、監査役は、会計に関する専門的な事象に関しては、会計監査人に随時相談するなど、立場を異にするものの互いを尊重し、良好な関係で監査業務を推進しております。
2. 内部監査部門として監査部を設置しております。監査役と内部監査部門は、監査の「目的」、「対象」を異にするものの、会社の業務、財産の状況の調査、その他の監査職務の遂行にあたり、緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するように努めております。また、監査役は、内部監査部門に対し、内部統制システムに関する状況とその監査結果について、報告を求めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福本滋治	他の会社の出身者			△										
長谷川賢一	他の会社の出身者			△		△								
大塚清明	弁護士													
藤田隆一	他の会社の出身者				○	△								

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福本滋治		福本滋治氏は、親会社である南海電気鉄道株式会社において取締役として業務執行を行っておりましたが、現在は同社の業務執行者ではありません。	親会社である南海電気鉄道株式会社の取締役として業務執行をされた経験・見識からの視点にもとづく経営の監督とチェック機能を担っていただくため、社外監査役として選任しております。
長谷川賢一		長谷川賢一氏は、過去において親会社である南海電気鉄道株式会社の業務執行者であり、また、同社の子会社である南海不動産株式会社の取締役社長として業務執行を行っておりましたが、現在は業務執行者ではありません。	親会社である南海電気鉄道株式会社の子会社の経営者として業務執行をされた経験があり、その知識・経験等からの視点にもとづく経営の監督とチェック機能を担っていただくため、社外監査役として選任しております。
			検察官として、豊富な経験を有し、定年退官

大塚清明	○	――	後は弁護士として活動されており、当社において、コンプライアンス経営の確保の視点から経験に即した専門知識にもとづく助言や監督機能を担っていただくため、社外監査役として選任しております。
藤田隆一		藤田隆一氏は、親会社である南海電気鉄道株式会社の常任監査役であります。 また、過去において南海電気鉄道株式会社の子会社である南海都市創造株式会社の常務取締役として業務執行を行っておりましたが、現在は同社の業務執行者ではありません。	親会社である南海電気鉄道株式会社の常任監査役としての経験および専門的見識にもとづく経営の監督とチェック機能を担っていただくため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役である堀家正則氏および社外監査役である大塚清明氏の2名を独立役員として選任しております。両氏は当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはないものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

企業価値や株価を意識した経営の浸透を図り、業績向上へのインセンティブを高める目的のために、業績連動型の役員報酬体系を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直近事業年度に係る報酬の総額は次のとおりであります。
取締役に支払った報酬は70百万円です。
監査役に支払った報酬は23百万円です。
なお、非常勤の監査役3名のうち金森哲朗氏および藤田隆一氏に対しては、報酬を辞退したため支払っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、金銭による報酬のみであり、不確定報酬や非金銭報酬はありません。報酬体系は、年功的色彩の強かった役員退職慰労金制度を平成16年3月31日をもって廃止し、企業価値や株価を意識した経営の浸透を図るとともに、業績向上へのインセンティブを高めるため、業績連動型の役員報酬体系を導入しております。
なお、平成7年6月29日開催の第52回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額37百万円以内、監査役の報酬限度額は月額4.5百万円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役のサポート業務を担当する専任スタッフを監査役室に配属しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会で選任された執行役員11名が業務執行を担っており、その業務執行が適正かつ効率的に行われるように執行役員相互の間において主として情報交換・業務調整を行うため執行役員会を原則月1回開催しております。取締役会は、取締役9名と監査役5名で構成され、原則月1回開催し、主として全事業での戦略策定や執行役員の業務執行の監督機能を担うとともに、取締役の職務の執行を監督することにより、経営の効率性と透明性の向上を期し、経営判断の適正化に努めております。また、取締役会の策定する基本方針にもとづいて、経営に関する重要な事項を審議するために、常勤役員を構成員とする常務会を原則月2回開催するなど、迅速かつ戦略的な経営を推進しております。

監査については、業務監査として、取締役の職務執行の監査、取締役会等の意思決定の監査、内部統制システムの整備状況の監査、競業取引等の監査があります。また、会計監査として、会計監査人の独立性の監視、財務報告体制の監査、会計方針・会計処理等の監査、会計監査人からの監査報告書の監査等があります。これらにもとづき、監査計画の作成および業務の分担、取締役会等重要会議への出席、代表取締役との定期的な会合の開催、取締役および使用人からの報告受領、会計監査人および内部監査部門との連携、重要書類の閲覧、子会社の調査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化および企業価値の向上と経営の透明性を図る目的で2名の社外取締役を選任しております。また、当社の監査役は5名のうち4名が社外監査役で構成されており、経営に関する監視機能および経営の透明性は十分に確保されているものと考えております。さらに、経営に関する重要な事項については、取締役会および常務会において十分な審議のうえ、慎重に決定しております。このほか、顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等からは、専門的な立場として、随時アドバイスを受けております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の期日より3～6営業日前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料のほか、株式に関する手続きについて掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示に向けて、社内に情報取扱責任者を設置し、重要な会社情報の確実な把握と厳正な管理に努めております。情報開示に際しては、関係各部門と協議のうえ、また必要に応じて会計監査人等の助言・指導を仰ぎながら、開示文書を作成し、取締役会等において決定または報告がなされた後、速やかに開示を行っております。また、決算期翌月内の正確な決算発表に、グループ全体で取り組んでおります。
その他	現在当社では役員の女性登用はありません。今後役員として有用な人材を男女の性差に関わらず登用する方針です。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、親会社の南海電気鉄道株式会社を頂点とする「南海グループ」の一員として、全国的に信頼される「南海ブランド」の確立と、建設事業を通じて、自然環境と調和した豊かな社会づくりに貢献するという経営ビジョンの下、中期経営計画である「3カ年経営計画」を着実に実施することにより、さらなる企業価値の向上を図るべく取り組みを進めております。

この企業価値の向上には、コンプライアンス経営の徹底、リスク管理体制の整備、確実に利益を確保しうるための効率的な経営体制の確立など、透明性の高い経営、公正かつ合理的な意思決定、さらにはこれらの監督機能の強化が必要であると考えております。

このような考えの下、当社では、以下に示す体制を整備しております。

2. 整備状況

(1) 当社および子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社の真に豊かで活力ある企業行動のあり方を確立するため、「企業倫理規範」を制定しております。さらには、当社および子会社の全役職員がコンプライアンス経営の浸透に努力、協力できる体制を構築するために「コンプライアンスマニュアル」を制定、適宜改訂し、研修等を通じて周知徹底を図っております。特に、当社では独占禁止法遵守に関しましては、過去の反省をふまえ、全役職員を対象に独占禁止法に関する研修を実施し法令遵守の啓蒙を行うとともに、社長自らが法令遵守宣言を行い、全役職員の先頭に立ち、独占禁止法遵守意識の浸透を図るべく「独占禁止法遵守マニュアル」を策定いたしました。さらに課長職以上の全役職者に対して独占禁止法遵守に関する誓約書の提出を義務付けております。これら企業倫理の啓蒙・遵守のための方策の策定および企業倫理に反する事態が発生した場合の事実解明を目的として、「企業倫理委員会」を設置しております。

また、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正するため、執行部門から独立した組織である監査役室を窓口として、当社および子会社の役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理通報制度」を設置し、「企業倫理通報制度に関する規則」にもとづき運用を行っております。さらに親会社の南海電気鉄道株式会社が設置している「企業倫理ホットライン制度」にも参加しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会、常務会等の重要な会議の議事録については、「取締役会規則」、「常務会規程」等に従い、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「稟議規程」、「文書規程」等に従い、適切に作成のうえ、保存・管理を行っております。

また、「情報セキュリティ基本方針」を定め、当社が保有する情報資産を適切に管理する体制を整えております。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

与信管理は、「審査基準」に従い、市場リスク管理は、「市場リスク管理規程」に従い、管理しております。また、情報セキュリティリスク管理は、「情報セキュリティ基本方針」にもとづき、総務部が統括的に管理し、対応を行っております。

安全、環境および品質は、法令、ISO9001および14001のマニュアル等に従い、担当部門、工事部門等が各種リスクに対応しております。

大規模自然災害等の発生に対しては、国土交通省が運用している「災害時建設業事業継続力認定制度」の認定を受けた事業継続計画(BCP)にもとづき、災害時に備えたリスク管理体制の構築に取り組んでおります。

また、「関係会社管理規程」にもとづき、子会社が一定の経営上の重要事項を行う際には、あらかじめ当社の承認を得ることとしているほか、月次で損益状況等の報告を求めることにより、子会社の損失発生のリスクを事前にチェックする体制を整えております。

(4) 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織的かつ効率的な業務執行を行うために、「職制規程」および「職務権限規程」により、責任、権限、義務等が明確に定められており、経営に関する重要な事項については、「取締役会規則」および「常務会規程」に従い、取締役会および常務会において十分な審議のうえ、慎重に決定しております。

また、取締役会の監督機能の強化および迅速な業務執行の確保と事業責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入するとともに、経営目標の達成のため、年度計画(アクションプラン)を設定、実行し、適宜検証しております。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、内部監査部門として社長直轄の監査部を設置し、内部監査を計画的に実施する体制を整えております。

当社では「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の自主性、独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行に関して、指導、育成を行っております。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法および金融庁が定める評価・監査の基準ならびに実施基準に沿った適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、組織として監査部に内部統制課を設置し、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築しております。内部統制課は、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を社長に適宜報告しております。

(6) その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に従って、子会社の総合管理および指導を行うとともに、企業集団内で統一した経営理念と基本戦略にもとづき、相互に緊密な連携のもとに経営を円滑に遂行し、子会社の業績の向上、事業の繁栄を目指しております。

また、子会社においても年度計画(アクションプラン)の設定を求め、その進捗状況等について意見交換を行う報告会を、半期に1回開催するとともに、一定の経営上の重要な事項は、あらかじめ当社の承認を得ることとしております。

また、「監査規程」に従い、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示するほか、監査部による定期的な監査を実施する体制を整えております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会および監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しております。監査役室の事務分掌および職務権限は、「職制規程」および「職務権限規程」に定められており、監査役室の所属員は監査役の指揮命令に服すとともに、その異動および評価については監査役の同意を得ることとしております。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会および常務会に出席し、当社およびグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書、内部監査報告書等重要な文書の回付を受ける体制を整えております。また、必要に応じ、取締役および使用人との間で、個別の経営課題に関する意見交換を行うほか、子会社代表者等から、事業報告ならびに業務および財産の状況について、適宜報告を受けることができる体制を整えております。
なお、当社は、上記の報告等を行った者が当該報告等をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社および子会社の全役職員に周知徹底いたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、あらかじめ年間予算を計上しております。また、緊急または臨時に支出した費用については、会社に償還を請求することができるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
当社は、「企業倫理規範」を定め、反社会的勢力との関係遮断を内外に表明しております。

企業倫理規範(抜粋)
4 企業や市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決する。

また、反社会的勢力を市民社会から排除していくことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であることを踏まえ、コンプライアンス経営を推進しております。

2. 整備状況
当社およびグループ会社の企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定し、さらに「コンプライアンスマニュアル」を通じて全役職員にこの精神の定着を図っております。また、警察当局から講師を招き、全役職員対象に教育・啓蒙活動を行うなど、反社会的勢力排除に向け、総務部を中心に関係部門が協力して取り組んでおります。
上記のほか、具体的な社内体制の整備状況、実施施策は、次のとおりであります。

(1) 社長は、「企業倫理規範」の精神を内外に表明し、その精神をグループ全体あるいは役職員一人ひとりに定着させるため、機会があるごとに訓示等を行っております。

(2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合、総務部に即時、通報・相談を行うこととし、これを受けた総務部では、反社会的勢力からの要求に屈することなく、関係遮断の取組みを助言・指導・支援しております。また、必要に応じて、蓄積した情報を外部専門機関(警察や暴力追放運動推進センター等)に提供し、助言を得るなど、緊密な連携関係を構築しております。

(3) 反社会的勢力とは一切関係を持たないことを目的に、独自のデータベース、外部専門機関からの情報の活用等により、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて常に注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する取り組みを行っております。

(4) 反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款等に「暴力団排除条項」を導入する取り組みを行っております。

(5) 公益財団法人大阪府暴力追放運動推進センター、大阪府企業防衛連合協議会、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等が行う地域活動や会合に参加し、暴力団等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

(6) 万一、不当要求による被害が生じた場合には、不当要求に屈しない姿勢を社内外に鮮明にし、被害の拡大を防止する意味からも、躊躇することなく積極的に、警察に対し被害届を提出することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

